

令和4年度第2回通常総会議事録

松本市農業再生協議会

令和4年度松本市農業再生協議会第2回通常総会議事録

日時：令和5年1月31日（火）午前9時00分から午前9時54分

場所：松本市役所 大会議室

内容：報告事項

- (1) 令和4年度経営所得安定対策交付金交付申請状況について
- (2) 令和4年度主食用米の適正生産の状況について
- (3) 令和5年産主食用米の生産数量目安値の提示について
- (4) 水田リノベーション事業について
- (5) 水田農業経営確立推進指導事業について
- (6) 産地生産基盤パワーアップ事業について
- (7) 内部監査報告

協議事項

- 議案第1号 令和4年度補正予算（案）について
議案第2号 令和5年産主食用米の適正生産（案）について
議案第3号 令和5年度事業計画（案）について
議案第4号 令和5年度収支予算（案）について

出席委員：田中 均（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長）

（32名） 千國 茂（あづみ農業協同組合代表理事組合長）

田中 悦郎（松本市農業委員会会長）

河野 徹（松本市農業委員会農業振興委員長）

岩井 正樹（長野県農業共済組合松塩筑支所支所長）

丸山 祐嗣（島内地区農業再生協議会会長）

南山 國彦（中山地区農業再生協議会会長）

小野 靖彦（島立地区農業再生協議会会長）

川久保 仁是（新村地区農業再生協議会会長）

田中 住人（和田地区農業再生協議会会長）

古畑 英俊（神林地区農業再生協議会会長・神林集団営農組合組合長）

矢嶋 明（笹賀地区農業再生協議会会長）

本沢 岳洋（芳川地区農業再生協議会会長）

戸田 豊則（寿・内田地区農業再生協議会会長）

大久保 善也（岡田地区農業再生協議会会長）

柳澤 健（里山辺地区農業再生協議会会長）

川上 清志（今井地区農業再生協議会会長）

小笠原 寛（入山辺地区農業再生協議会会長）

原 弥生（本郷地区農業再生協議会会長）

小林 透（四賀地区農業再生協議会会長）

奥原 二美人（奈川地区農業再生協議会会長）

樽沼 秀隆（梓川営農支援センター会長）
輿 博文（波田地区農業再生協議会会長）
熊谷 吉孝（旧市地区農業再生協議会会長）
玉井 義朗（ベイクックコーポレーション株式会社米穀部担当）
吉田 利幸（松本ハイランド農業協同組合稲作連絡協議会会長）
窪田 英明（松本市農業委員会会長代理）
中川 敦（松本市農業委員会情報・研修委員長）
百瀬 清子（まつもと農村女性協議会会長）
太田 沖彦（農事組合法人横沢ファーム代表理事組合長）
丸山 元嗣（日穀製粉株式会社代表取締役社長 小山 紀雄 委員代理）
湯本 純（松本地域耕作放棄地対策協議会会長 三田 毅 委員代理）

欠席委員：宮之本 伸（松本市副市長）
（4名） 渡辺 賢夫（松本市町会連合会副会長）
上條 信太郎（中信平土地改良区連合理事長）
青木 道夫（農事組合法人内田営農代表理事組合長）

事務局出席者： 青木 美伸（松本市農業委員会事務局長）
（13名） 長谷川 雅倫（松本市農政課長）
齋藤 真一（松本市農政課課長補佐）
忠地 勇樹（松本市農政課係長）
上條 信之（松本市農政課係長）
赤羽 誠（松本市農政課主査）
滝澤 大士朗（松本市農政課主事）
依田 光洋（松本市農政課主事）
中村 吉孝（松本ハイランド農業協同組合営農部長）
浅田 敏之（松本ハイランド農業協同組合営農部次長）
清水 茂水（松本ハイランド農業協同組合営農企画課長）
川久保 杏樹（松本ハイランド農業協同組合営農企画課担当）
丸山 昌則（あづみ農業協同組合営農経済事業部次長）

オブザーバー：戸谷 修一（長野県松本農業農村支援センター課長補佐）

（司会 長谷川農政課長）

- 1 開会（千國 茂 副会長）
- 2 あいさつ（田中 均 会長）
- 3 議長選出

協議会規約第13条第2項及び慣例により、田中 均 会長を議長に選出。

4 総会成立宣言

委員の過半数の出席により総会成立を確認。

5 議事録署名人の選任及び書記の任命

議事録署名人：窪田 英明 委員

中川 敦 委員

書記：滝澤 大士朗 主事

依田 光洋 主事

6 議事

(議長)

次第の報告事項に入ります。

報告事項(1)から(6)について関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

(農政課齋藤補佐)

資料1ページをご覧ください。

報告事項(1)、令和4年度経営所得安定対策交付金交付申請状況について説明します。

この交付金は、農家の経営安定や食料自給率の維持向上を目的として、農作物を生産販売する農家に交付金を交付する国の制度です。

今年度の交付申請者の総数は834経営体で、昨年度から17経営体の減となりました。減少となった主な要因は、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）ですが、これは収入保険への移行が進んだことが大きな要因であると考えられます。一方で、畑作物直接支払交付金（ゲタ対策）ですが、こちらは申請者数が前年度より増えていますが、本対策の交付対象品目である麦・大豆の作付者が増加したことが要因であると考えられます。各地区の加入状況等は資料のとおりです。

資料2ページをご覧ください。

報告事項(2)、令和4年産主食用米の適正生産の状況です。

松本市における主食用米の作付実施面積は2,555ヘクタールで、前年より107ヘクタールの削減となりました。また、地域間調整後の作付目安値面積の2,572ヘクタールに対する作付率は99.3%でした。地区ごとでは目安値を超えた地区があるものの、松本市全体としては目安値内での作付け達成となりました。

主食用米作付け減の主な要因としては、飼料用米などの用途限定米、また、麦・大豆等の戦略作物の作付拡大が進んだためと考えられます。

なお、資料下段には認定方針作成者別の状況を掲載しておりますので参考にしてください。

資料3ページをご覧ください。

令和4年度転作作物の作付状況です。

この表は、転作作物別の転作等の実施面積です。基幹作である一作目の面積合計

は 2,083 ヘクタールとなりました。主食用米の作付け削減となった 100 ヘクタールの水田については、転作作物の作付に移行したものの、特に麦・大豆・飼料用米や WCS などの新規需要米の作付が拡大したものです。また、二期作の面積は 631 ヘクタールであり、前年より 17 ヘクタール増加しています。こちらは大豆の作付が増加したことが主な要因です。各地区の状況は資料をご確認ください。

資料 4 ページをご覧ください。

報告事項(3)、令和 5 年産主食用米の生産数量目安値の提示です。

これは、昨年 12 月 13 日に長野県農業再生協議会松本地方部の総会において決定された令和 5 年産の主食用米の生産数量目安値です。国の動向を踏まえ、長野県の目安値の提示、それに基づく松本地方の提示、更にそれに基づく松本市の提示です。資料の令和 5 年産米生産数量目安値の松本市の欄をご覧ください。

提示された目安値の数量は 1 万 6,337 トンです。令和 4 年産の目安値の提示が 1 万 6,672 トンでしたので前年対比 98%となりました。その算定の基礎となるものが、国の示す適正生産量の前年対比で、令和 5 年産の適正生産量が 669 万トン。前年の令和 4 年産の適正生産量が 675 万トンですので、国としては前年対比で 99.1% を見ているということです。

これに基づき、長野県の面積にその率を掛け、その他、複数年・播種前契約等の目安値の補正、県内における在庫の持ち越しの数量控除、これらを加味して算出しています。

松本市の生産数量目安値の算出ですが、今申しあげた算定ルールに基づき 1 万 6,337 トンという数量の目安値が示されました。前年対比で数量 335 トンの減。これを面積換算した値が令和 4 年産の当初では 2,553.1 ヘクタール。令和 5 年産は 2,513.3 ヘクタールです。参考までに、資料の右に換算単収とありますが、令和 5 年産が 10 アール当たり 653 キログラム。令和 5 年産が 10 アール当たり 650 キログラムで換算しています。

資料 5 ページをご覧ください。

報告事項(4)、水田リノベーション事業の内容です。

水田リノベーション事業は、輸出や加工品原材料等の新たな市場拡大を図るため、対象作物について、実需者のニーズに応じた価格や品質等に対応するために必要となる低コスト生産に取り組む経営体を支援する事業です。

具体的には、栽培育苗、土壌改良、機械利用等、この事業で定められた低コスト生産として規定する取り組みを三つ以上取り組んだ場合、その取り組み面積に応じて交付金を交付するものです。交付対象は、資料に記載のとおりで、交付の単価は加工用米が 10 アール当たり 3 万円。それ以外の作物が 10 アール当たり 4 万円です。

今年度の取り組み実績は、合計で 37 経営体。取り組み面積で 190 ヘクタール。交付金助成総額が 7,502 万 7,000 円です。

なお、この事業は当協議会が取り組み主体となっていることから、交付金等の予算措置については、議案第 1 号、令和 4 年度補正予算においてご審議をお願いするものです。

報告事項(5)、水田農業経営確立推進指導事業の内容です。

水田農業経営確立推進指導事業は長野県が実施する事業です。この事業には三

つの事業が内包されていますが、そのうち転換作物緊急拡大支援事業に取り組みました。

この転換作物緊急拡大支援事業は、主食用米の緊急的な需給調整を図るため、本事業で規定する対象品目の飼料用米の作付面積を昨年度より拡大した場合、その拡大面積に応じて農業者に交付金を交付するものです。交付単価は長野県内実需者向けの場合、10 アール当たり 3,000 円です。

今年度の取り組み実績は、合計で 14 経営体。拡大面積が 13 ヘクタール。助成額 39 万 3,000 円です。

なお、この事業についても当協議会が取り組み主体となることから、交付金等の予算措置については、議案第 1 号、令和 4 年度補正予算においてご審議をお願いするものです。

資料 6 ページをご覧ください。

報告事項(6)、産地生産基盤パワーアップ事業の内容です。

産地生産基盤パワーアップ事業は、収益力強化を計画的に行う産地の農業者が取り組む高性能な機械施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する国庫補助金です。

令和 4 年度に松本市農業再生協議会として取り組んでいる品目はブドウで、現在笹賀、里山辺、今井、入山辺、波田地区の農業者がブドウ及び雨よけハウス資材等の導入を進めています。

この計画は令和 2 年度に承認されたもので、事業は最長で 3 年間実施できることから、令和 4 年度は事業が実施できる最終年度となります。

令和 2 年度から事業に取り組んできた農業者は、令和 4 年度実施者を合わせ 31 経営体で、これまでの事業費や補助額などは、資料の表にあるとおりです。

なお、令和 4 年度の事業費は 4,409 万 2,797 円。補助額は 2,003 万 3,000 円となる予定であり、補助金は松本市から取り組み主体へ直接支払われます。

また、産地生産基盤パワーアップ事業は計画時に成果目標を設定し、事業実施から 5 年後に目標が達成できたかどうかの評価を行います。

この計画では、産地販売額の 10%以上の増加を成果目標としておりまして、事業に取り組んだ農業者を含めた松本市のブドウ生産者 279 経営体で構成されたブドウ新品種研究会で令和 6 年度に 4 億 3,106 万 2,000 円の販売額を達成することを目指しています。

事業に取り組んだ農業者の皆様には、事業終了後も目標達成に向けて引き続き生産に取り組んでいただき、併せて市の販売額などの報告をしていただくことになっています。

以上、報告事項の説明を終わります。

(議長)

ただいま説明がありました報告事項(1)から(6)につきまして何かご質問ご意見ありましたらお出しをいただきたいと思います。

※委員から特に意見質問等無し

特段ございませんので次に進みます。

続きまして、報告事項(7)について、岩井監事から監査報告をお願いします。

(岩井監事)

昨年11月に内部監査を実施しておりますので、資料7ページの監査報告の朗読をもって報告させていただきます。

松本市農業再生協議会内部監査実施規程第3条により令和4年度松本市農業再生協議会会計を監査した結果、適正に執行されていたと認める。

令和4年11月21日 幹事 岩井 正樹 以上です。

(議長)

ありがとうございました。

ただいまの監査報告につきまして何かご質問ご意見ございますか。

※委員から特に意見質問等無し

特段無いようでございますので、報告事項は以上にさせていただきます。

次に協議事項でございます。議案第1号、令和4年度補正予算(案)について事務局から説明をお願いします。

(農政課齋藤補佐)

資料8ページをご覧ください。

議案第1号、令和4年度補正予算(案)の説明をします。

1、経営所得安定対策等推進事業の補正予算(案)です。

補正予算の説明の前に、当初予算は書面表決で承認されており、今年度から予算の組み立てが若干変わっていますので、説明いたします。

令和3年度までは、予算の中に協議会の事務経費も計上していました。全て費用は松本市からの推進事業費、委託料という形で受けて、それを協議会で執行していました。令和4年度の当初予算から、事務経費分については、松本市と協議のうえ、松本市の一般会計から支出するという決まりとなりましたので、今年度の当初予算から事務経費分が除かれ、各地区協議会の委託費分とそれに関わる雑費となっており、今年度当初予算は、総額693万円となっています。

今回の補正額については、62万円の減をお願いするものです。

各地区の協議会の事業費がほぼ固まりまして、資料に諸会議中止とありますが、それだけでなく、各事務経費の精査等が進みまして、62万円の減、総額補正後の予算額が631万円となります。

資料9ページの2、水田リノベーション事業の補正予算の説明です。

先程、資料5ページ、報告事項(4)で説明した水田リノベーション事業ですが、年度途中で事業採択等がされ、年度内に農業者へ交付金の交付を行うため、それに関わる経費を計上しています。

長野県農業再生協議会から交付金 7,516 万 7,000 円を受けまして、農業者への交付金の交付が 7,502 万 7,000 円。事務経費で 9 万 2,000 円と口座振込手数料 4 万 8,000 円を加え、収入支出とも 7,516 万 7,000 円を計上するものです。

資料 10 ページの 3、水田農業経営確立推進指導事業の補正予算の説明です。

先程、資料の 5 ページ、報告事項の(5)で説明をした水田農業経営確立推進指導事業ですが、こちらも年度中途に事業採択がされるものです。県からの交付金 40 万 4,000 円。農業者への交付金 39 万 3,000 円と口座振込手数料 1 万 1,000 円。収入支出とも 40 万 4,000 円を計上するものです。

以上、ご審議をお願いします。

(議長)

ただいま説明がありました議案第 1 号につきましてご意見ご質問がございますか。

※委員から質問意見等無し

特段無いようでございますので、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第 1 号、令和 4 年度補正予算（案）についてこれを承認することに賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

※挙手の委員多数

ありがとうございました。

挙手多数と認め、議案第 1 号は承認すべきものと決しました。議案の（案）の字を消してください。

続きまして、議案第 2 号、令和 5 年産主食用米の適正生産（案）について事務局から説明をお願いします。

(農政課齋藤補佐)

資料 11 ページをご覧ください。

議案第 2 号、令和 5 年産主食用米の適正生産（案）について説明します。

長野県農業再生協議会が示した「令和 5 年度の米政策の推進について」に基づき、松本市農業再生協議会の取り組みを進めます。

1、令和 5 年産の主食用米の松本市の生産数量目安値については、長野県農業再生協議会松本地方部から示された生産数量目安値面積換算値に基づき米の適正生産に取り組みます。また、生産数量目安値面積換算値を最大限活用するため、地区農業再生協議会ごとに生産数量目安値を設定します。

先程、報告事項の(3)でも説明した目安値 1 万 6,337 トンの面積換算 2,513.3 ヘクタールですが、これについて最大限の取り組みをするというものです。

2、令和 5 年産の主食用米の各農業者への生産数量目安値の提示ルール（案）に

ついてですが、松本市の提示ルールということで、各農業者の水田耕作面積に対して均等に 54.0%を乗じて提示するというものです。

(2)に 54.0%の算出根拠がありますが、各農業者の水田耕作面積に対して、分母で松本市の水田耕作面積、分子に令和5年産の生産数量目安値の面積換算値、これを計算すると 54.0%になります。

各農業者への配分は例年同様であり、各農業者に均等に配分するというので、令和5年度は 54.0%という割合となります。

(3)、留意事項ですが、農業者間の水稻作付数量の調整及び他市町村協議会との地域間調整の推進。新規需要米・飼料用米・高収益作物への転換。麦・大豆の新品種の導入や栽培方法の見直し、低コスト生産等を推進します。

資料 12 ページに令和5年産主食用米の各地区の生産数量目安値の配分を提示しました。これは、令和4年の当初提示の配分面積 2,553.12 ヘクタールに対して、令和5年産 2,513.38 ヘクタールの前年比 98.44%を乗じた値を各地区の生産数量目安値としたものです。

以上です。

(議長)

ただいま説明のありました議案第2号につきましてご質問ご意見がありましたらお出しをいただきたいと思えます。

※委員から意見質問等無し

特段ございませんか。

それでは、議案第2号、令和5年産主食用米の適正生産(案)について採決をいたします。

議案第2号についてこれを承認することに賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

※挙手の委員多数

ありがとうございました。

挙手多数と認め、議案第2号は承認すべきものと決しました。議案の(案)の字を消してください。

続きまして、議案第3号、令和5年度事業計画(案)について事務局から説明をお願いします

(農政課齋藤補佐)

資料 13 ページをご覧ください。

議案第3号、令和5年度事業計画(案)について説明します。

13 ページは基本方針とありますが、半分が国の情勢等なので掻い摘んで説明します。

令和4年産の米を取り巻く全国的情勢は、作況が100で、全国的に飼料用米等の転換が進んだことから国が目標としていた3万9,000ヘクタールを上回る5万2,000ヘクタールの削減となり、収穫量で670万トンを見込むというものです。

また、令和5年6月末の民間在庫量は、適正水準の範囲内である191万トンから197万トンと見込まれており、令和4年産と同規模の作付転換ができれば主食用米の需給は均衡する見通しとなります。

米価はコロナ禍前までには回復をしていない状況であり、稲作経営の安定化を図るためには引き続き主食用米の需要に応じた適正生産に取り組むことが必要です。国は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の枠組みの下で水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金などによる支援を継続するとしています。国が策定する需給見通しを踏まえた生産者、集荷業者・団体が中心となって生産が行えるように行政、生産者団体、現場が一体となった主食用米の需給に応じた適正生産を推進していきます。

米の需給及び価格の安定を図るためには、生産地が実需者ニーズを的確に把握し、実需者としてしっかり結びついた複数年・播種前契約等の安定的な取引関係を構築することが重要です。

当協議会においても、国の方針を踏まえ、引き続き協議会の構成員、松本市・JA・集荷業者他関係機関・団体が密接な連携と適切な役割分担の下、米の生産環境が非常に厳しい中、米政策は米価維持対策等、稲作農家のための施策であることを生産者一人ひとりが理解して、全ての農業者が協調して需要に応じた主食用米の適正生産に取り組めるよう、一丸となって推進するものとします。

さらに、地域自らの発想・戦略と地域の合意による「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特性に応じた水田農業を推進するとともに、農家の所得向上を図るため、関係者が一丸となって、麦・大豆及び園芸品目等の需要の見込める品目の導入による経営の複合化、松本産米の高品質化やブランド化、スマート農業技術の導入による農作業の効率化や徹底した生産コストの削減に取り組み、水田農業の体質強化を図るものとするという基本方針を確認させていただきます。

14ページは、基本的な取り組み事項です。

基本方針を踏まえて、事業計画として2点を掲げております。

1、主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進です。米の生産数量目安値に応じた米作り、主食用米とは別枠で生産できる用途限定米、加工用米、新規需要米の推進。水田を活用した戦略作物や地域振興作物の生産振興。畑地化の本作化などにより、農業者の経営安定に向けた取り組みを推進します。

2、担い手育成・農地利用集積の推進です。地域産業を担う意欲ある農業者や集落営農組織の法人化と多様な担い手の育成を進めていきます。

また、人・農地プランに位置づけられた中心的経営体へ農地を集積するため、農地中間管理事業を通じて、農地の有効利用や担い手への面的集積の取組みを強化しつつ、担い手の経営基盤の確立・強化に向けた対策を推進します。

この基本的な取り組み事項に基づく具体的な事業計画ですが、

1、推進体制ということで、例年同様、通常総会の他、必要に応じて臨時総会、事務局長会議等を開催します。また、地区農業再生協議会と連携して地域の農業の課題について共有を図るとともに、課題の解決に向けた取組みを進めます。

2、主食用米の需要に応じた適正生産および水田フル活用の推進の具体的な内容となります。

(1)、需要に応じた主食用米の適正生産の推進です。生産数量目安値に沿った生産が行われるよう、米の生産販売に関する要領の規定に基づき、農業者に目安値を周知するとともに地域間調整、農業者間調整を活用しつつ、関係機関等が連携して需要に即した米作りを推進します。

(2)、水田収益力強化ビジョンの策定・推進です。水田のフル活用を進めるため水田活用の取り組み方針を記載した水田収益力強化ビジョンを策定し、計画の実現に向けた取り組みを推進するものです。

ア、高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標です。準高冷地の優れた気候を生かした野菜、果樹等の高収益作物の生産を推進します。

イ、畑地化を含めた水田の有効活用に向けた産地としての取組方針です。畑地化の本作化の推進、ブロックローテーション体系の構築に向けた検討を進めます。

ウ、主食用米を含めた作物ごとの取組方針です。

エ、産地交付金の活用方法等の検討です。

以上については、国・県の承認を得て8月頃に認定される予定ですので、ホームページをはじめ、様々な形で周知を図ります。

15 ページをご覧ください。

(3)、経営所得安定対策等の活用についてです。農業者の経営安定に向けた取り組みを推進するため、販売農家や集落営農組織等に対してきめ細かな説明等を行い、経営所得安定対策等の有効活用を図ります。

ア、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）については、交付対象者が認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者に限定されていることから、多くの農業者が交付対象となるよう、担い手への誘導を図ります。

イ、水田活用の直接支払交付金については、水田機能等を有効に活用し、戦略作物や地域振興作物の作付拡大、産地づくりを進めるため、加算措置等を含めた積極的な活用を図ります。また、これまで需給調整に参加してこなかった生産者に対しても積極的に活用を促し、生産数量目安値に沿った適正生産へと誘導を図ります。

ウ、産地交付金については、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金の十分な活用を図ります。

(4)、水田活用直接支払交付金の交付対象水田の整理について、国は、令和3年度に、今後5年間に一度も水張りを行われない農地は「水田活用の直接支払交付金」の交付対象としないという方針を示しました。その後、若干特例規定等が示されています。今後、国による水張りルールの方針を注視しつつ、地域における課題等の情報を国に提供していきます。

また、水田として維持していく農地、畑地化して高収益化作物等に活用していく農地の整理を進めます。

(5)、産地生産基盤パワーアップ事業については、生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組みと新規就農者等の継承のためのハウス・園地等の再整備・改修により、産地の生産基盤強化を図る取組みを推進します。

3、担い手育成・農地利用集積対策の推進です。

(1)、担い手の育成・確保について、地域農業・農村の発展を継続的に支えるため、地域の協力を得て就農希望者の生活環境の確保・整備を支援します。

また、就農相談会等へ出向き、市の内外から広く多様な担い手の確保を推進するとともに、国・県・市等の支援事業を活用し、農業農村支援センター・農業協同組合・各地区の農業者等と連携して就農希望者を育成します。

(2)、担い手の経営改善に向けた取り組み・支援活動について、担い手の経営基盤を強化するため、認定農業者への移行を推進します。

16 ページをご覧ください。

(3)、農地の利用集積の推進について、農業協同組合・農地中間管理機構等と連携を図りながら、国や市の事業を活用して、地域の中心的経営体に対して農地の利用集積を推進します。

(4)、地域計画の策定の取り組みについて、令和4年5月に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、全国の市町村において、地域の協議により、将来の農地利用の姿（農地の受け手の確保、農地の利用集積等）を明確化する「地域計画」の策定が義務付けられました。

こちらは、市主体で進めていくものですが、農業再生協議会としても、この地域計画の策定に向けた取組みを支援します。特に、地区での話し合い等については、事業計画の中で確認をお願いするものです。

なお、この事業計画は、全国の情勢に大きな変化があった場合に必要な見直しを行うものとしします。以上です。

(議長)

ただいま説明がございました第3号議案につきまして、ご質問ご意見ございましたらお出しをいただきたいと思ひます。

※委員から意見質問等無し

特段無いようでございますので、議案第3号、令和5年度事業計画（案）について採決をいたします。

議案第3号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

※挙手の委員多数

ありがとうございました。

挙手多数と認め、議案第3号は承認すべきものとした。議案の（案）の文字を消してください。

続きまして議案第4号、令和5年度収支予算（案）について事務局から説明をお願いします。

(農政課齋藤補佐)

資料 17 ページをご覧ください。

議案第 4 号、令和 5 年度収支予算（案）について説明します。

先程、令和 4 年度補正予算で説明したとおり、令和 4 年度当初予算から、事務経費分については松本市の一般会計から支出することとなりましたので、経営所得安定対策等の推進事務費として 19 地区の協議会へ支出する委託費等の経費を計上するものです。

収入は 670 万円。これは松本市の一般会計から業務委託料として受け入れるものです。支出は、口座振込手数料が 4 万円、19 地区協議会委託費延べ 666 万円。収入支出とも 670 万円をお願いするものです。

(議長)

ただいま説明がありました議案第 4 号につきまして、ご質問ご意見ございましたらお出しをいただきたいと思います。

※委員から意見質問等無し

それでは質問、ご意見が無いようでございますので議案第 4 号、令和 5 年度収支予算（案）について採決をいたします。

議案第 4 号についてこれを承認することに賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

※挙手の委員多数

ありがとうございました。

挙手多数と認め、議案第 4 号は承認すべきものと決しました。議案の（案）の字を消してください。

続きまして、その他で何かあれば、事務局で説明をお願いします。

(農政課齋藤補佐)

事務局からは、特にありません。

(議長)

最後に、全体を通して何かご質問ご意見ございましたらお出しをいただきたいと思います。

※委員から意見質問等無し

特段ございませんか。

以上をもちまして、本日の会議事項は全て終了いたしました。

委員の皆様のご協力のもと議事を無事終了することができました。ありがとうございました。

これで議長を退任させていただきます。

7 閉会 (田中 悦郎 副会長)

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和5年1月31日

議長 ⑩

議事録署名人 ⑩

同 ⑩